

# 令和6年度(第73回) 宮城県高等学校総合体育大会

## 危機管理マニュアル



### 宮城県高等学校体育連盟

〒981-0133

宮城郡利府町青葉台1-1-1

(宮城県利府高等学校内：第1体育館)

022-349-0550 (TEL)

022-349-0552 (FAX)

<http://www.miyagi-koutairen.jp/>  
[jimukyoku@miyagi-koutairen.jp](mailto:jimukyoku@miyagi-koutairen.jp)

本年度の県高体連主催行事については、本マニュアルに準じた対応をお願いします。

◇ 宮城県高等学校総合体育大会 「危機管理マニュアル」 ◇

< 目 次 >

1	各競技運営における注意事項	P2
	(1)緊急事案に備えての事前確認	
	(2)1日単位の競技運営の確認	
	(3)緊急時の対応体制	
2	緊急時の対応	P3
	(1)緊急事案	
	(2)救援本部及び救護所の設置等	
	(3)参加者の安全確保及び被害の拡大防止	
	(4)競技の中止・中断等の協議	
	(5)学校・関係機関への報告	
	(6)大会本部からの派遣	
	(7)最終判断者	
3	運営体制 《連絡フロー》	P4
4	緊急事案発生時における連絡体制 《連絡フロー》	P5
5	大会の中断・順延・中止等の決定について 《連絡フロー》	P5
	様式-1【事故報告書】	P6
6	自然災害に対する対応	P7
	(1)荒天時（大雨、暴風警報等）の対応	
	(2)落雷（降雨含む）の対応	
	(3)地震の対応	
	(4)火災の対応	
	(5)熱中症予防及び対応について	
	熱中症の応急処置 《フロー》	P11
	(6)競技会開催中の気象情報等入手方法（参考）	
7	傷病等の予防及び対応	P12
	(1)種目別大会における医療救護の基本対応について	
	(2)食中毒発生時の対応について	
	(3)感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防及び対応について	
	様式-2【救護記録】	P12
8	不審者に対する対応	P13
	不審者等における対応 《フロー》	P14
9	不審物に対する対応	P15
	不審物等における対応 《フロー》	P15
10	弾道ミサイル発射時に向けた対応	P16
	○宮城県高等学校総合体育大会における「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」について	P18

# 1 各競技運営における注意事項

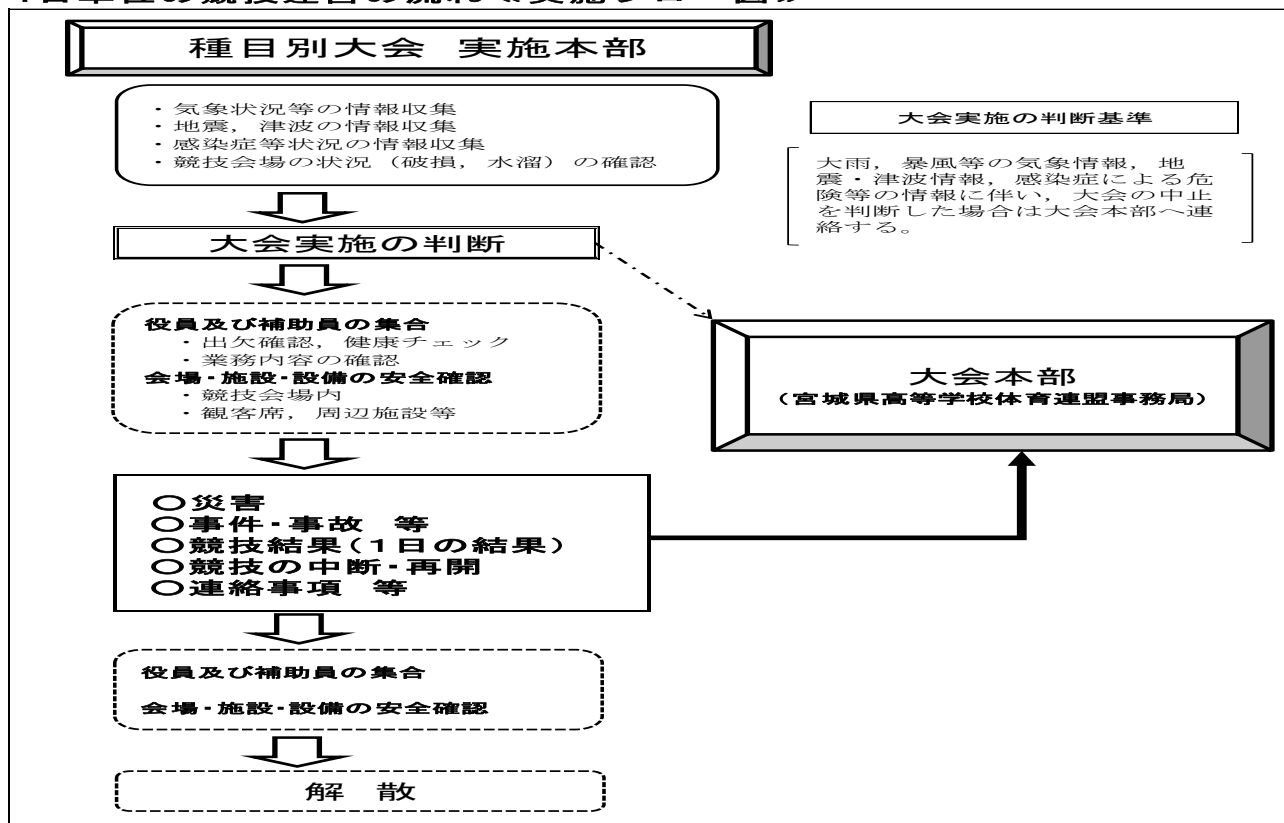
## (1) 緊急事案に備えての事前確認

- ① 実施本部は、競技会場等における危険個所の確認・解消、避難場所の確認、避難経路・非常口の確認、消火器等の設置場所・使用方法の確認、AED設置場所の確認等を行う。また、必要とする会場図やマニュアル等を作成する。
- ② 役員・補助員は、緊急事案発生時に迅速かつ適切に対応する為、事象別対応を事前に理解しておくとともに、会場図、避難経路図、マニュアル等により以下に示すことを確認しておく。
  - ア 避難場所、避難経路、非常口
  - イ AED設置場所・使用方法
  - ウ 消火器の設置場所・使用方法
- ③ 会場設営等については十分に安全対策を行う。(テント設営における強風対策等)

## (2) 1日単位の競技運営の確認

- ① 実施本部は以下に示すことを基準に1日単位の競技運営の流れを定め、各責任者等に周知しておく。《本頁 実施フロー図参照》
- ② 災害や事件・事故が発生した場合は、様式-1【事故報告書】(p6)により競技専門部委員長から大会本部へ報告する。また、必要に応じて競技の運営状況を大会本部へ連絡する。
- ③ 補助員の集合・解散時刻については、健康面・安全面、交通機関に十分留意して設定する。

1日単位の競技運営の流れ《実施フロー図》



## (3) 緊急時の対応体制

競技運営に支障が発生した場合に備えて、各競技専門部でマニュアル等を作成しておくこと。

- (例) ・自然災害、地震、弾道ミサイル等の対応      ・夜間等緊急連絡網の作成  
・不審者及び不審物等の対応

## 2 緊急時の対応について

### (1) 緊急事案

① 競技会場等において以下の緊急事案が発生した場合、現場において迅速に適切な対応を取るとともに、速やかに種目別大会実施本部（以下「実施本部」）に連絡する。各競技専門部委員長は、報告様式（様式－1【事故報告書】 p 6）に基づき、電話及びFAX等で宮城県高等学校体育連盟事務局（以下「大会本部」）へ報告する。

- ア 災害（大雨、暴風、地震、落雷等）
- イ 事故（交通事故等）人身事故等で傷病者が重篤な場合
- ウ 弾道ミサイル発射時
- エ その他

② 以下の疾病等が発生し、医療機関等に搬送した場合は、報告様式（様式－1【事故報告書】 p 6）に基づき、大会本部に連絡する。

- ア 怪我
- イ 食中毒
- ウ 熱中症
- エ その他の病院搬送事例

### (2) 救護本部及び救護所の設置等

実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、各競技会場には、「救護所」を設置する。また、AED（自動体外式除細動器）も併せて設置する。なお、救急車の手配及び連絡について事前に関係機関と調整を行うこととする。

### (3) 参加者の安全確保及び被害の拡大防止

緊急事案または疾病等が発生した場合、実施本部は、その事案を勘案し110番、又は119番通報し、大会参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

### (4) 競技の中止・中断等の協議

緊急事案が発生した場合、実施本部は、必要に応じて関係団体・機関も含め、競技の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議する。また、競技の開催に先立ち、中止、中断等の判断の手順及び決定者（会議等）を、予め決めておくこととする。

なお、中断・再開した場合も含めて競技の終了時刻については、選手及び役員・補助員等の健康管理に十分配慮すること。

### (5) 学校・関係機関への報告

上記の事由により競技の中止・中断等の協議を行った場合、実施本部は、大会本部及び学校・関係機関に報告を行うこととする。また、大会本部は必要に応じてホームページ等を活用し、適切に対応するものとする。

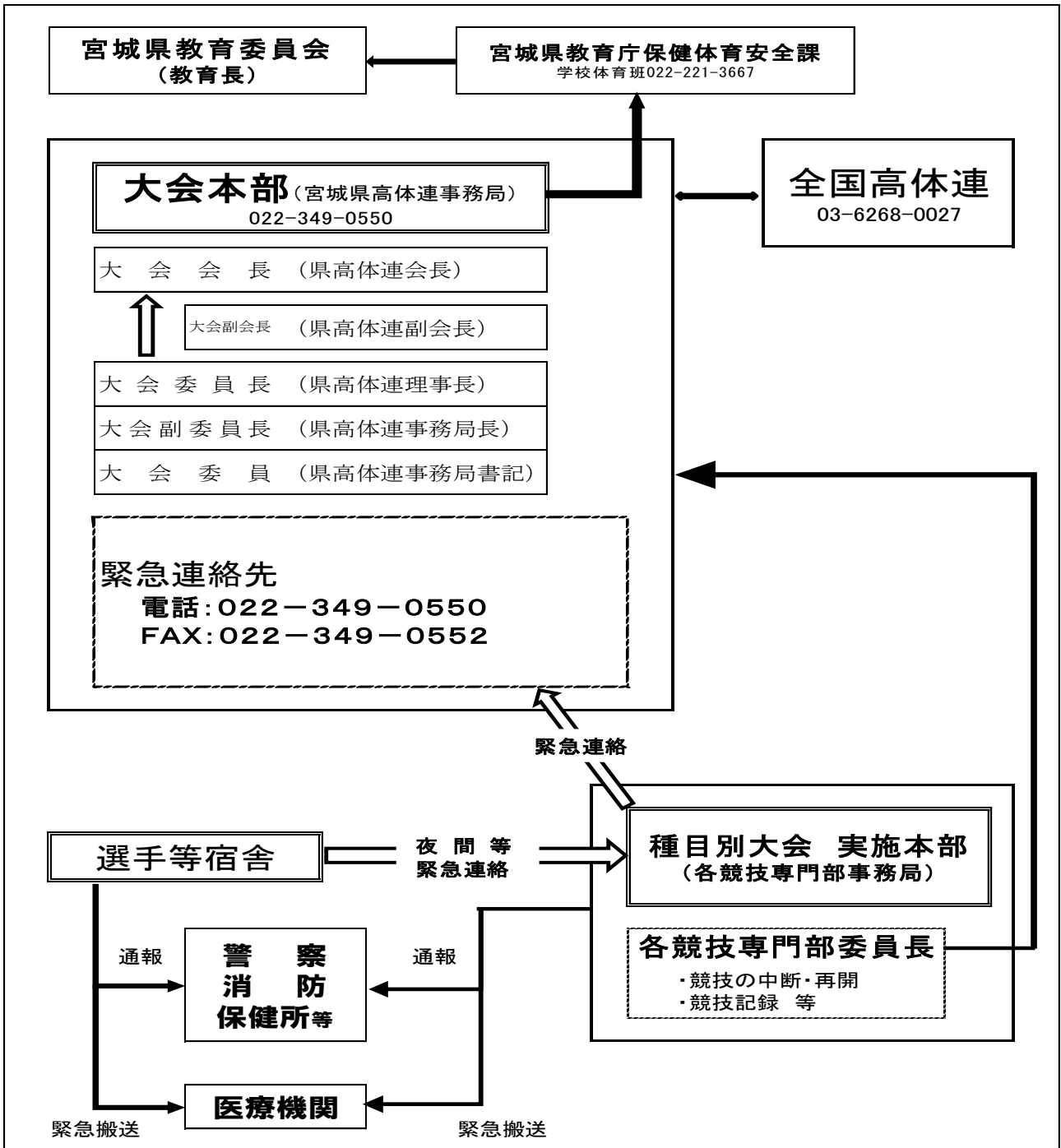
### (6) 大会本部からの派遣

実施本部から報告を受けた大会本部は、関係機関への連絡・協議を行い、また、必要に応じて大会本部から「大会委員長や大会委員」を実施本部に派遣する等、適切に対応するものとする。

### (7) 最終判断者

大会全体に係る緊急時対応の最終的な判断については、大会会長（高体連会長）が行うものとする。競技種目別大会における緊急対応の最終的な判断については、専門部長が行うこととする。

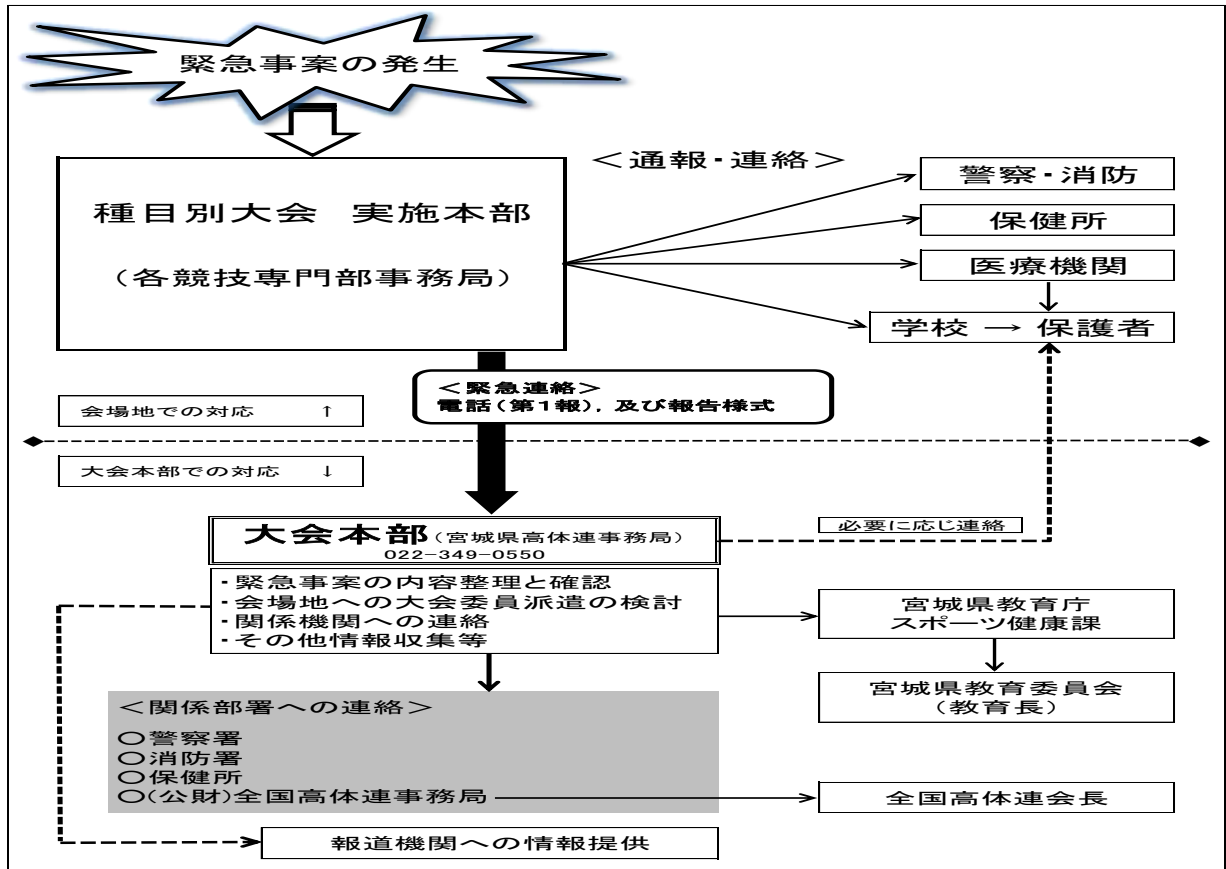
3 運営体制 《連絡フロー》



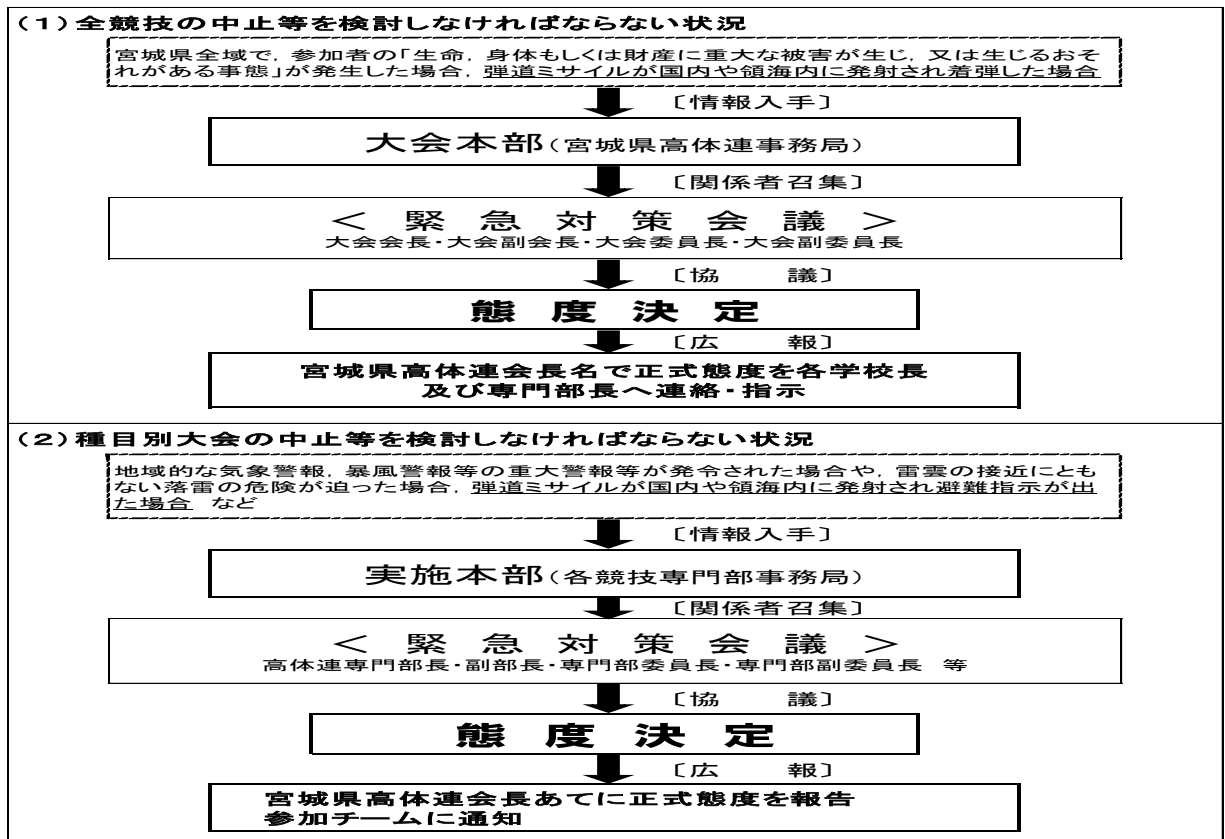
【各競技専門部での記入】

(警察署)	警察署	☎	住所
(医療機関①)	病院	☎	住所
(医療機関②)	病院	☎	住所
(保健所)	保健所	☎	住所
(その他)		☎	住所
(その他)		☎	住所

4 緊急事案発生時における連絡体制 《連絡フロー》



5 大会の中断・順延・中止等の決定について 《連絡フロー》



<b>事 故 報 告 書</b>			
宮城県高等学校体育連盟 会 長 殿 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                         ○○○ 専門部                          部長                          ( 高等学校長 )                     </div>			
<b>発 信 者</b>	氏名： ( 高等学校 ) 緊急連絡先： ( )		
<b>発信日時</b>	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分		
<b>報告事項</b>	<b>【事故者】</b>	人数 人 ( 男 人, 女 人 )	
	<small>フリガナ</small> <b>【氏 名】</b>	( 男・女 ) 歳	
	<b>【住 所】</b>		
	<b>【所 属】</b>	高等学校 学年	連絡先：
	<b>【区 分】</b>	①選手 ②監督 ③役員 ④補助員 ⑤その他 ( )	
<b>発生日時</b>	年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分ごろ		
<b>発生場所</b>			
<b>概 要</b>	<b>【発生状況】</b>		
	<b>【搬送先】</b> ● 医療機関名： ● 同行者所属・氏名： ● " 連絡先： ( 自宅・携帯 )		
	<b>【発生後の処理状況】</b>		
	<b>【経過及び現状】</b>		
<b>備 考</b>			
<b>関係文書</b>	ありません ・ 別に送ります ・ 一緒に送ります	<b>その他</b>	

## 6 自然災害に対する対応

### (1) 荒天時（大雨、暴風警報等）の対応

- ① 実施本部は、テレビ・ラジオ、インターネット等により大雨や暴風等の気象情報を随時確認・収集する。
- ② 事前に設定した時刻（例：競技開始3時間前等）において、競技開催地域に大雨警報、又は暴風警報（風速20m/s以上）が発令されている場合は、原則として競技会を中止とする。その際、各チーム、関係機関、役員・補助員等には迅速に連絡をする。

### (2) 落雷（降雨含む）の対応

#### ① 競技開始前の準備

参加者の安全確保の為、落雷等の急激な気象状況の変化に対し、大会前に以下の準備をする。

- ア 避難の必要が生じる場合を想定した避難場所・経路の確保及び指定（特に屋外競技）
- イ 雷をはじめとする急激な気象変化を予見するための情報入手方法の決定
- ウ 継続・中断・中止を判断する責任者と判断手順の決定

#### ② 競技の中断・中止等の判断

実施本部（主に屋外競技）は、落雷の気象状況変化の情報を早期に収集し、事前に定めた方法により競技の中断・中止等を適切に判断する。また、必要に応じて参加者に対し、気象状況や避難誘導のアナウンスを行う。

※ 落雷の場合、雷鳴が聞こえる距離（約10km）の範囲内は、その場に落雷する可能性がある為、十分注意する。

### (3) 地震の対応

#### ① 防災組織体制の整備

競技中に、地震により災害が発生、又は、発生する恐れがある場合に、実施本部は災害対策本部を設置し、大会本部や関係機関と緊密な連絡・協力の下、災害予防及び災害応急対策を実施する。災害対策を円滑に進めることができるよう、事前に防災組織体制を整備する。

#### ◆災害対策本部の設置◆

構成	役割
[本部長] 専門部長	災害対策会議の招集
[副本部長] 専門部副部長 〃 委員長、副委員長	災害対策会議への参加
防災・警備担当	・ 災害発生時の選手・監督・役員等の安否の確認 ・ 大会本部や関係機関との連絡・情報収集、及び災害情報の取りまとめ
競技運営担当	・ 競技会場の施設・設備の確認 ・ 災害発生状況の確認、消火活動の指示（通報） ・ 避難経路の確認、避難場所への案内・誘導
医療・救護担当	・ 負傷者の応急対応の指示 ・ 救護本部及び救護所との連絡調整 ・ 医療機関への搬送（救急車の手配）



## ② 避難場所・経路の確保及び指定

### ア 避難経路等の確認

- ・非常口や非常階段（ドアの施錠含む）の位置確認
- ・避難経路の確保（2通り以上を確保）及び避難場所の確認（地図の準備）
- ・危険箇所（ガラスの飛散、重量物の移動・落下が想定される場所）の確認
- ・防火シャッターの作動確認
- ・避難場所への誘導者指定
- ・災害時のアナウンス準備
- ・競技会場施設の防火責任者の確認

### イ 避難経路等の事前周知

- ・避難経路等を大会参加者（選手・監督・役員・補助員）や観客に事前周知
- ・大会参加者等に対する避難訓練等の実施

### ウ 防災物品等の準備

- ・防災物品（消火器、AED）等の管理点検及び使用方法の確認
- ・情報資機材（メガフォン、ハンドマイク、トランシーバー）の準備
- ・防災グッズ（飲料水、ラジオ、懐中電灯、乾電池、地図）の準備

### エ 緊急連絡先及び防災関係連絡先の準備

## ③ 地震発生時の対応

地震発生時に備え、時間経過に沿った行動内容を準備し、大会参加者及び観客に事前周知する。

### 【時間経過と行動内容（例）】

<p><b>(1)大揺れ（発生から30秒～1分）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身の安全を守るため、頭部や首を持ち物（バッグ）や衣類等で保護</li><li>・危険場所（窓ガラス付近）にいる場合は、少しでも安全な場所へ移動</li><li>・安全な場所にいる場合は、その場で待機</li><li>・身の安全を守りながら、次の行動（防火・消火、負傷者の有無、救命・救護）を想定</li></ul>
<p><b>(2)大揺れがおさまる（1～2分前後）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「出火の有無」「負傷者の有無」「建物倒壊の有無」「転倒、倒壊物の下敷きになっている者の有無」を確認</li><li>・出火の発生や負傷者がいる場合は、消火、救出、救護、応急手当等を実施</li><li>・本部員等に指名されている場合は、応急手当や負傷者搬送等は、周りの者に指示</li><li>・出火の発生や負傷者がいない場合は、混乱を静め、安全確保に努める</li></ul>
<p><b>(3)余震への対応（2～5分前後）</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部の設置、大会参加者及び観客の安否情報の集約</li><li>・通信授受機能の確認（電話、FAX、無線電話、パソコン、ラジオ）、情報資機材（メガフォン、ハンドマイク、トランシーバー）の用意</li><li>・電気・水道・トイレ・ガスの使用可否の確認</li><li>・交通機関、道路情報の集約</li><li>・避難場所や危険箇所（立入禁止区域）の確認、避難経路の確保</li></ul>

#### (4)避難（5分後以降）

- ・備品の散乱、建物が傾いている、壁にヒビが入って崩れている等、現在の場所が安全を確保できない場合は、予め実施本部が指定している避難場所へ案内・誘導
- ・津波が想定される場合は直ちに、予め実施本部が指定している高台等の避難場所へ案内・誘導
- ・避難経路は、安全性を考慮し、河川沿いや海岸方向の道路を回避

#### (5)競技会場に到着する前の対応

[出発前で自宅にいる場合]

- ・そのまま自宅待機

この場合、実施本部から学校を通じ、緊急連絡網により保護者等へ連絡

[競技会場へ移動中の場合]

- ・安全な場所に移動した後、速やかに実施本部へ連絡し指示に従う

なお、原則として、自宅に近いときは自宅へ戻り、競技会場地に近い場合は競技会場地へ移動する（道路事情も勘案し判断）

[自家用車等で移動中（一般道路での車両通行中）の場合]

- ・静かに左端に寄せて停車し、カーラジオ等で情報を収集しながら待機
- ・居場所や車内の状態を実施本部へ連絡。また、その際、交通情報や警察・消防等の防災機関からの指示事項があれば、運転者や同乗責任者に伝える

- ・実施本部は、被害状況等を基に大会の中止及び参加者避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。なお、その際、避難の必要がなくても、震度4以上の場合は、大会本部に報告するとともに、対応についても協議する。

#### ④ アナウンス（例）

##### ※開会式直前

「式典の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、防御姿勢を取って下さい。また、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に従って落ち着いて行動下さるようお願いいたします。

なお、建物に損害が出て、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の地震になった場合は、その時点で式典を中止する場合があります。」

##### ※競技の開始前など適宜

「競技の最中に大きな地震が発生した場合は、頭部を持ち物などで保護し、防御姿勢を取って下さい。また、危険な場所にいる場合は、直ちに安全な場所へ移動して下さい。避難経路については、事前に確認して頂くとともに、避難の際は、出入口に人が殺到すると非常に危険ですので、係員の指示に従って落ち着いて行動くださるようお願いいたします。なお、建物に損害が出て、公共交通機関の運行に支障が出るような規模の地震になった場合は、その時点で競技を中止する場合があります。」

##### ※地震発生後

「只今、地震が発生しましたので、競技を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせ迄、しばらくの間そのままお待ち下さい。」

#### ※津波警報（注意報）が発令された場合

「只今、津波警報（注意報）が発令されましたので、競技を一時中断いたします。現在、係員が調査中ですので、次のお知らせ迄しばらくの間、そのままお待ち下さい。（又は、皆様の安全のため、競技を中止し、ただいまより一時避難して頂きます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始して下さい。）」

#### ※競技の中止

「皆様にお知らせします。先程発生しました地震は、震源地は〇〇県沖、震源の深さは約〇 km、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。〇〇市の震度は〇、この地震により津波警報（注意報）が発令されましたので（この地震による津波の心配はありません。）、皆様の安全確保の為、競技を中止し、只今より一時避難していただきます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始して下さい。」

#### ※競技の再開

「皆様にお知らせします。先程発生しました地震は、震度〇、震源地は〇〇県沖、地震の規模（マグニチュード）は〇. 〇と推定されます。この地震による津波の心配はありません。負傷者及び被害の報告はございませんでした、ご安心下さい。これより競技を再開します。」

#### ⑤ 緊急地震速報への対応

- ・緊急地震速報の受信準備（テレビ、ラジオ、携帯電話への配信等）
- ・受信後に、避難の有無や安全確保等を、関係者へ連絡

#### ⑥ 競技の中止・中断の判断

震度4以上の地震が発生した場合、災害対策本部は災害対策会議を開催し、必要に応じて関係団体・機関も含め、競技の中止、一時中断、順延、入場者の制限、避難等について対応を協議し、関係者に速やかに伝達する。

#### ⑦ 夜間休日等の対応

震度4以上の地震が夜間や休日に発生した場合は、役員はアクセス可能な範囲で参集し、災害対策にあたる。

#### (4) 火災の対応

- ① 火災が発生した場合、大声で周囲の人に注意を呼びかける
- ② 非常ベルを押し、実施本部及び施設管理者に通報する
- ③ 通報を受けた実施本部及び施設管理者は、直ちに119番通報する
- ④ 実施本部は、施設職員と協力して、消火器により初期消火に当たる
- ⑤ 消火器で消火できないときは、屋内消火栓等を使用して消火を行う
- ⑥ 消防隊が到着したときは、消火活動を引き継ぐ
- ⑦ 負傷者が発生した場合、係員は、負傷者を救護所に搬送する。救護所の医師等は、重症傷病者など医療機関に搬送する必要があると判断した場合は、応急処置を行った上で、119番通報して、救急車の出動を要請する
- ⑧ 実施本部は、火災及び被害の状況等を基に、競技の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する

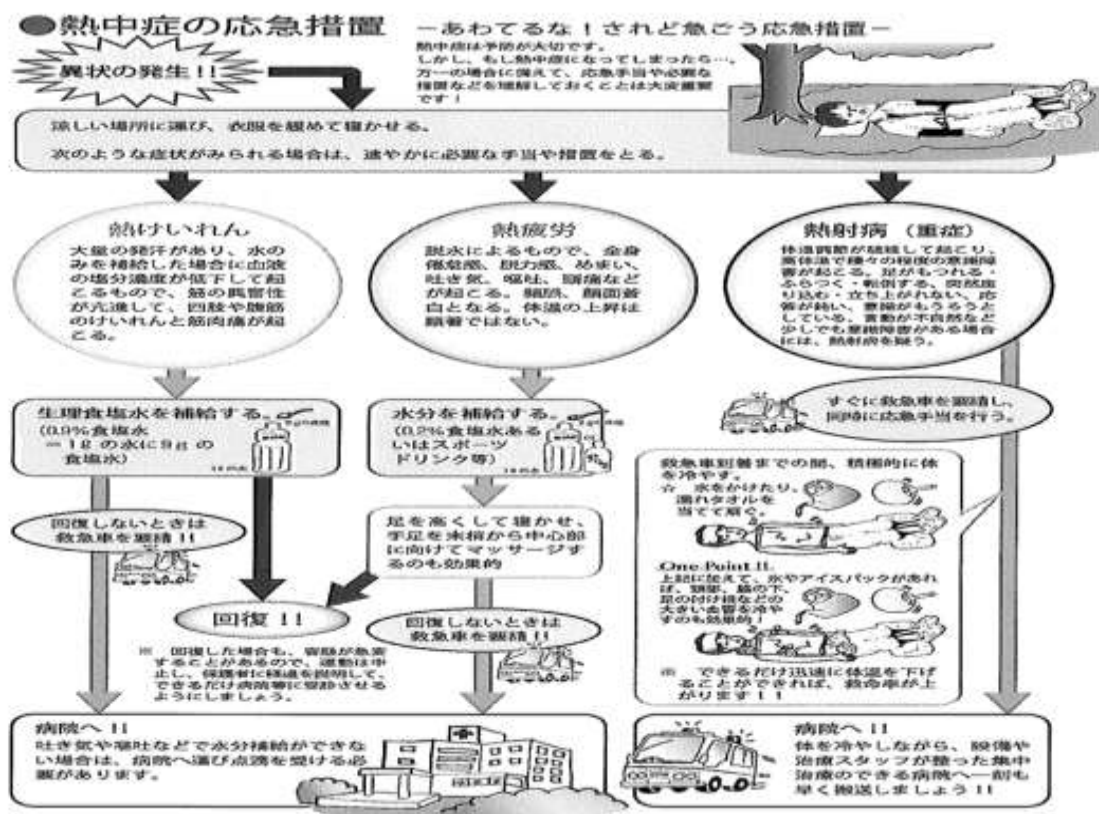
⑨ アナウンス (例)

「〇〇で火災発生の為、只今から避難して頂きます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始して下さい。」

⑩ 係員は、消防設備図や避難経路図を参照し、予め消防用設備等の位置を確認しておく。

(5) 熱中症予防及び対応について

- ① 熱中症の予防にあたっては、「暑さ指数 (WBGT)」や気温ごとの指数を参考に、「熱中症警戒アラート」や環境省公開の「熱中症予防情報サイト」による暑さ指数の把握及び熱中症計による測定等により適切に対応するとともに、大会参加者に対して、熱中症予防に関する注意喚起を行う。
- ② 熱中症傷病者の対応として、救護所内に熱中症に対する物品(ミネラルウォーター、冷却ロックアイス)などを配備する。



(6) 競技会開催中の気象情報等入手方法【参考】

情報	情報元・連絡先等
天気一般 (大雨・暴風等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仙台管区気象台ホームページ <a href="http://www.jma-net.go.jp/sendai/">http://www.jma-net.go.jp/sendai/</a></li> <li>・仙台管区気象台 ☎022-297-8100 (代)</li> </ul>
台風	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁ホームページ (台風情報) <a href="http://www.jma.go.jp/jp/typh/">http://www.jma.go.jp/jp/typh/</a></li> </ul>
竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁ホームページ (竜巻注意情報) <a href="http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/">http://www.jma.go.jp/jp/tatsumaki/</a></li> </ul>
地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁ホームページ (地震情報) <a href="http://www.jma.go.jp/jp/quake/">http://www.jma.go.jp/jp/quake/</a></li> </ul>
熱中症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省熱中症予防情報サイト <a href="https://www.wbgt.env.go.jp/">https://www.wbgt.env.go.jp/</a></li> <li>・「子供たちの命を守る熱中症事故予防対策に向けて【学校における熱中症対策ガイドライン】」(QRコード参照) <a href="https://www.pref.miyagi.jp/documents/30956/863121.pdf">https://www.pref.miyagi.jp/documents/30956/863121.pdf</a></li> </ul>



## 7 傷病等の予防及び対応

### (1) 種目別大会における医療救護の基本対応について

実施本部内に「救護本部」を設置するとともに、各競技会場等には、「救護所」を設置する。また、AED（自動体外式除細動器）を併せて設置する。なお、医師の配置や救急車の手配及び連絡についても事前に調整を行うこととする。

#### ① 業務内容

- ア 応急処置及び必要に応じた救急搬送の要請
- イ 医療救護に係る救護記録等の作成
- ウ 医療機関を受診する患者の関係者（同行者）との連絡調整
- エ 救急搬送された患者に関する事項の大会本部への報告

#### ② 医療救護に係る記録・報告等

様式-1【事故報告書】（p 6）

様式-2【救護記録】（p 13）… 専門部にて保管

※医師を配置しない場合は、事前に最寄りの医療機関と事前に調整を行うこと。

※練習会場の救護所は必要に応じて設置する。救護所を設置しない場合は、係員の配置を行う等、万一患者が発生した場合の対応を行う。

### (2) 食中毒発生時の対応について

実施本部は、食中毒が発生した場合は直ちに大会本部及び各保健所に通報・連絡する。

### (3) 感染症（はしか・インフルエンザ等）の予防及び対応について

#### ① 感染症の予防について

大会本部は、大会開催前に実施本部を通じて選手の体調管理の指導を行うよう注意を促す。

#### ② 日常の対策について

- ア うがい・手洗いを積極的に行う
- イ 咳やくしゃみ等による感染を防ぐ為、マスクを着用する（咳エチケットの徹底）
- ウ 慢性呼吸器疾患や慢性心疾患等の基礎疾患を有する者へは、健康観察等を特に強化し、早期受診、早期治療に心がける

#### ③ 感染症の発生時における対応について

- ア 医療機関で、はしか又はインフルエンザに感染若しくは感染の恐れがあると診断された選手・監督等が発生した場合は、当該校と協議のうえ大会参加を見合わせることにし、実施本部に報告する。実施本部は、速やかにその状況について大会本部へ報告すること
- イ 罹患者との濃厚接触による二次感染者の確認を行い、その対応については、大会本部や関係機関（医療機関、所轄保健所等）の指示を受けて対応し、集団感染の防止に努める
- ウ 各会場においては定期的な換気の実施、消毒液等の配備をすること

## 救 護 記 録

	専門部	年 月 日 ( )	会場名 ( )						
受付 No.	区 分	学校名 (所属名)	氏 名	性 別	年齢	来所時刻 退所時刻	症状及び疾病名 事故の概要等	処 置	備 考
	選・監・役 補・他			男・女		( : : ) ↓ ( : : )			
	選・監・役 補・他			男・女		( : : ) ↓ ( : : )			

※ 区分の欄は選手・監督・役員・補助員・その他の区分を○で囲む。

## 8 不審者に対する対応

### ① 競技会場の巡回の実施

競技会場及び競技会場外も含め定期的に巡回するなど安全確保対策に努める。また、必要とする会場図やマニュアル等を作成する。

### ② 不審者による危機発生時の緊急対応

#### ア 緊急連絡

- ・第1発見者は近くの大会関係者へ緊急事態を報告
- ・実施本部へ緊急連絡

#### イ 安全確保、避難指示、誘導

- ・被害者の保護、大会参加者・大会関係者の安全確保
- ・避難指示、誘導
- ・負傷者の応急手当

#### ウ 警察署、消防署への緊急連絡

- ・救急車の手配及び病院への搬送
- ・保護者への緊急連絡
- ・警察等への連絡・救援要請、到着後の現場への誘導

#### エ 鎮圧行動（可能な場合）

- ・不審者の不法行為の鎮圧へ向けた応急手段の行使
- ・不審者の拘束と暴動の鎮静化

#### オ 大会本部への緊急連絡

#### カ 事件・事故現場の保存措置

### ③ 不審者による危機発生事後の対応

#### ア 安全確認

- ・警察等との合意のもと、危機の一時的解除を確認
- ・大会参加者・大会関係者の安全確認
- ・大会参加者のクールダウン（心を静める）への配慮

#### イ 保護者・学校への連絡、競技の続行・日程変更・中止等の指示

- ・保護者・学校への連絡
- ・安全確保、競技の続行・日程変更・中止等の指示

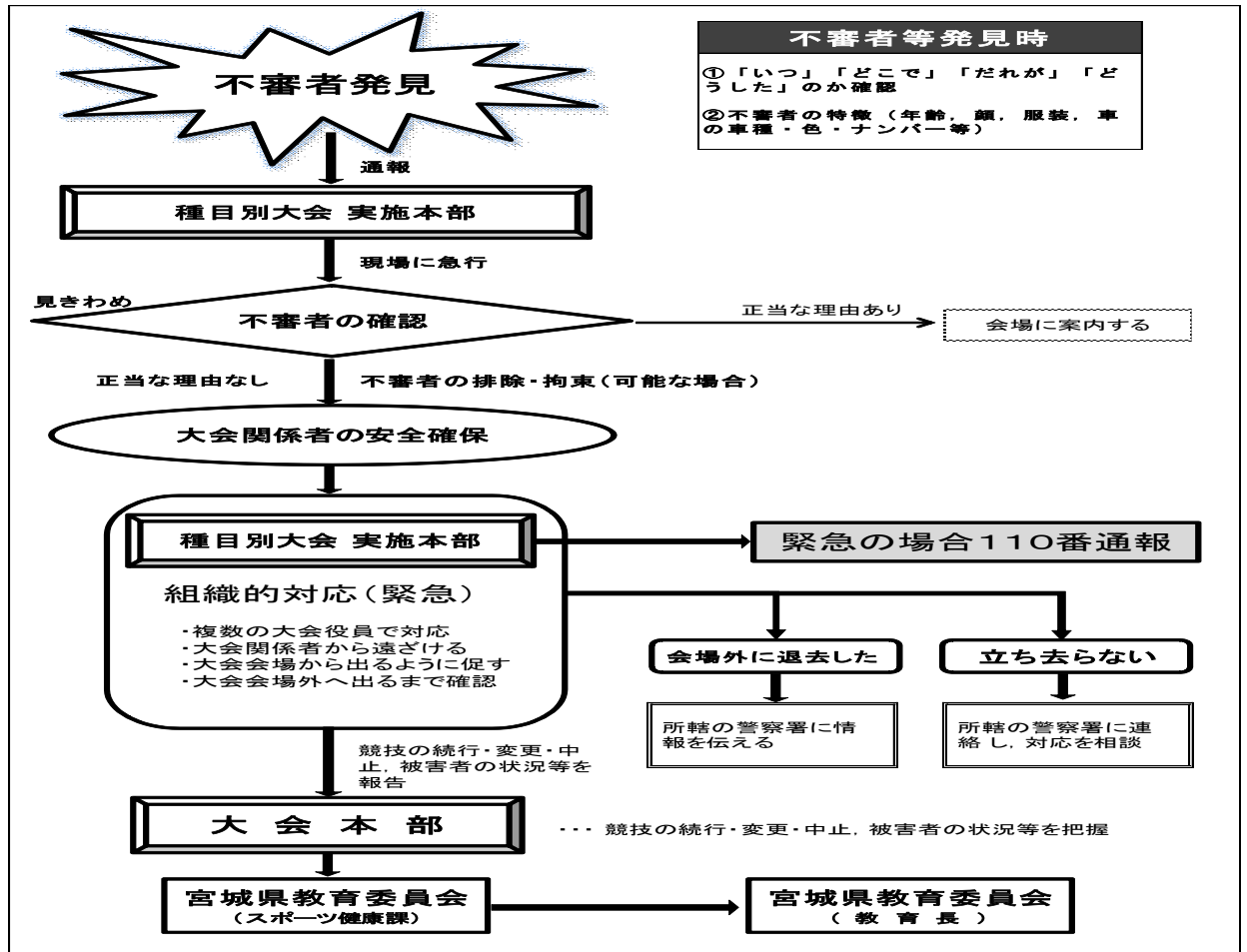
#### ウ 二次被害対策

- ・情報収集
- ・二次被害への緊急対策

#### エ 記録

- ・危機発生直後から危機の内容と危機対応の経過について時系列に沿った記録

不審者等における対応（フロー）



## 9 不審物に対する対応

<ケース1> 実施本部等に爆破予告等の電話が入った場合

<ケース2> 競技施設内で不審物等が見つかった場合

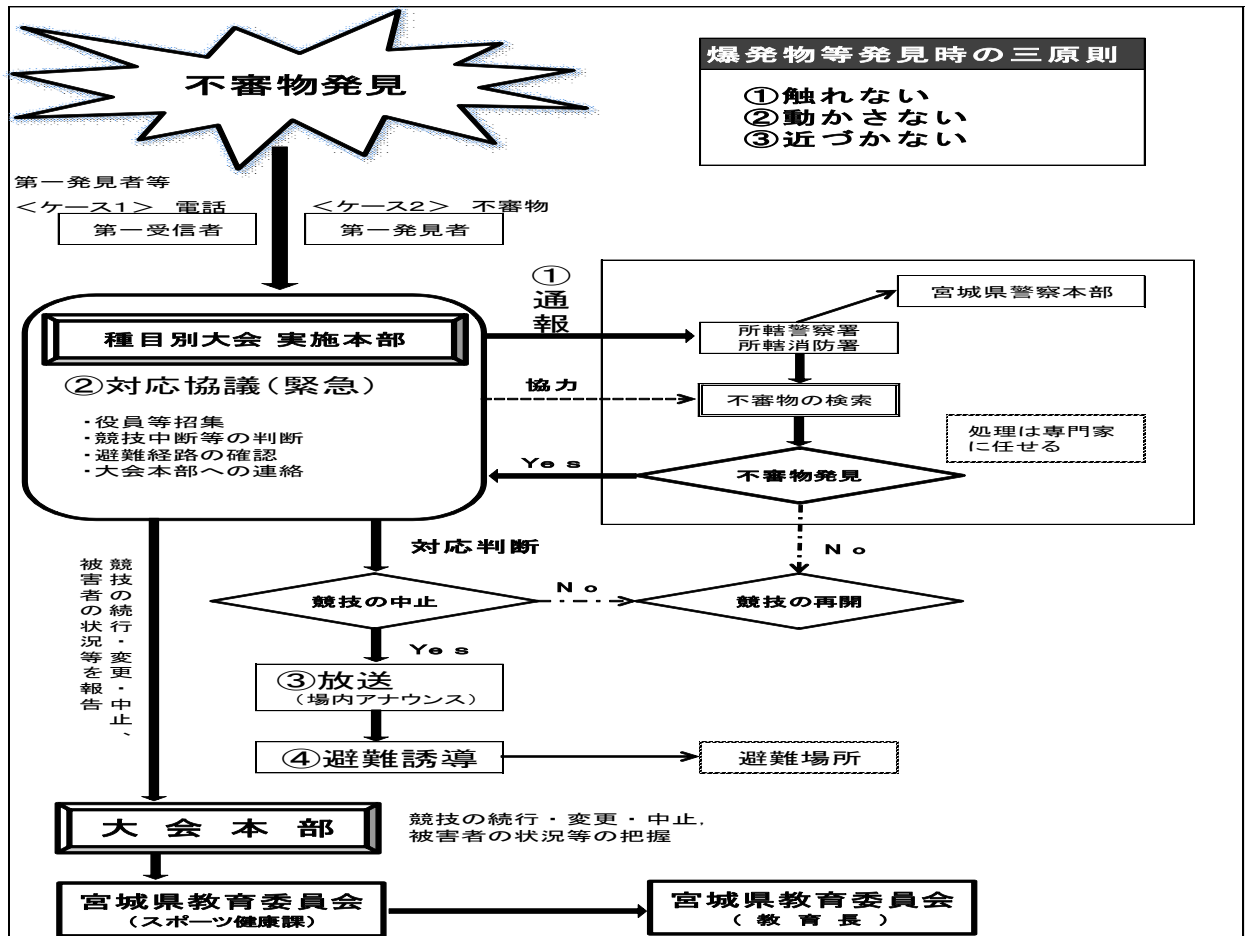
- ① 電話を受信した場合は、直ちに110番通報するとともに、場所、爆破予告の時刻、爆破物の種類、仕掛けた理由等の質問を行い、内容をメモする。(録音機を設置している場合は録音)
- ② 不審物を発見した場合は、「触れず・動かさず・近づかず」に直ちに110番通報し、処理を専門家に委ねる。
- ③ 実施本部は、警察署等の検索結果を基に、競技会の中止及び大会参加者の避難について、必要に応じ関係機関を含め対応を協議する。
- ④ 放送(アナウンス)について【例】

「皆様にお知らせします。只今、場内に不審物が持ち込まれている恐れがあることが判明いたしました(ただいま場内に不審物が発見されました)。万が一に備え、皆様の安全の為に、競技会を中止し、ただいまより一時避難して頂きます。係員が誘導しますので、係員の指示に従って避難を開始して下さい。」

- ⑤ 以下の物品等が発見された場合も、同様に110番通報する。

- ア 法令等により所持が禁止されている銃砲、刀剣類
- イ 可燃性燃料、化学薬品など危険と思われる物品
- ウ 人に危害を加えるおそれのある動物

不審物等における対応(フロー)





## 10 弾道ミサイル発射時に向けた対応

### (1) 事前の対応

- ① 避難場所の確認
  - ・施設の避難手順を確認（施設管理者との確認）
  - ・避難所として利用できる施設の有無
  - ・ガラス破損等の爆風被害を受けにくい建物や地下等
  - ・避難人員を収容することができるスペース
- ② 避難誘導の導線の確認
  - ・想定人数が移動可能な導線を確認
  - ・選手、応援生徒、観客等のエリア別に経路を確認
- ③ 避難に向けた事前準備
  - ・手順の明確化
  - ・判断者の指定
  - ・連絡方法の確認
  - ・緊急連絡網の整備（①判断者⇔顧問・指導者 ②顧問⇔部員生徒 ③部員生徒⇔保護者  
④判断者⇔一般来場者 ⑤判断者⇔施設管理者）
  - ・誘導担当の指定
  - ・誘導手順の確認と模擬実験（シミュレーション）
  - ・避難後の対応（人員確認の方法、ケガ人等の対応）
  - ・避難終了後の対応と指示

### (2) 競技開催中の対応

◆原則として以下の判断は、各競技専門部長と委員長（競技会責任者）が行う◆

- ① Jアラートまたは競技会場区域に避難指示があった場合
  - ・原則として競技を中断し、安全確保に努める。
- ② 安全性が確認された場合
  - ・競技の進行状況やその競技特性に応じて、再開または再試合とする。
- ③ 国内または領海内に着弾した場合
  - ・競技を中断することとし、被弾の状況や競技特性により判断する。
- ④ 被害があった場合の対応
  - ・安全に避難を継続するとともに、情報の収集に努める。
  - ・参加校の人員把握を行う。
  - ・情報収集に努めるとともに、自治体及び施設、並びに所属校の指示を受ける。

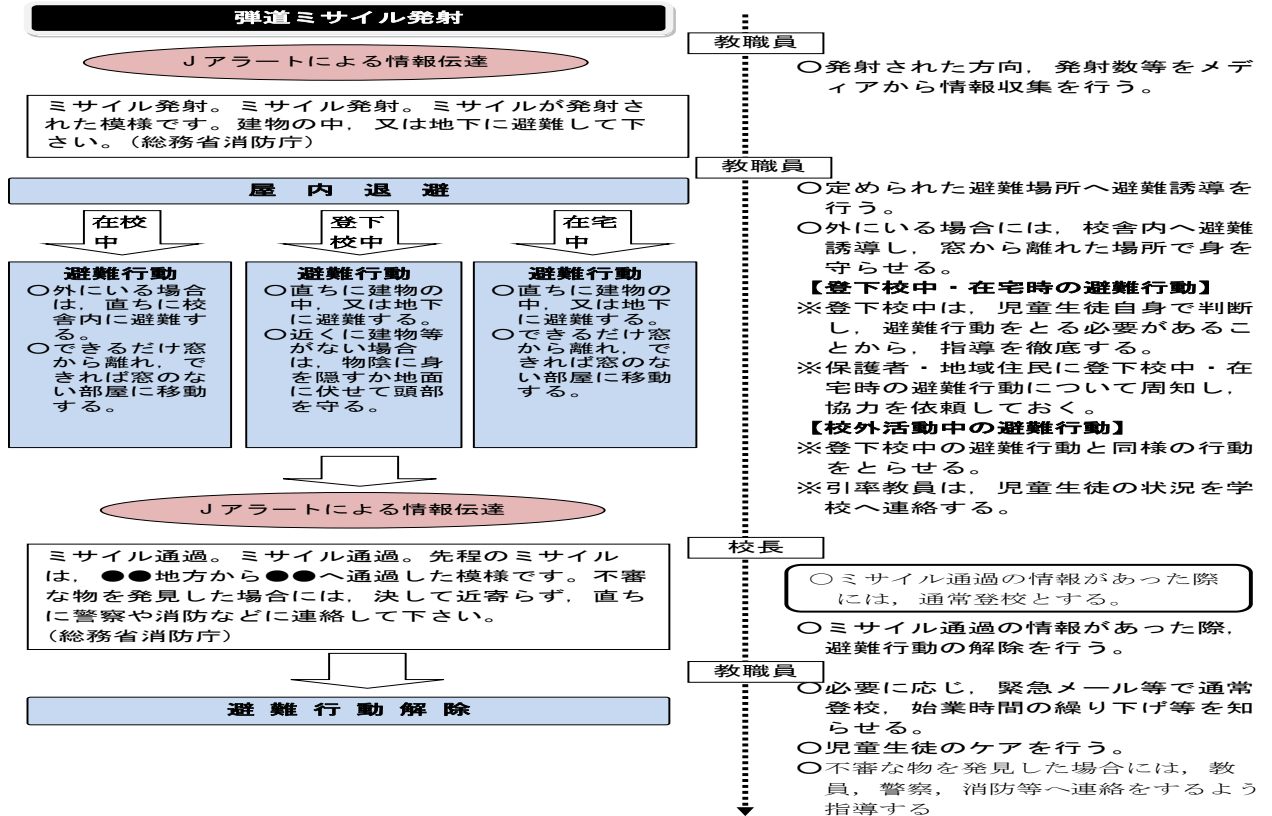
### (3) 事後の対応

- ① 対応の経緯と試合中断による事後対応策を、関係校に周知する。
- ② ①の内容を、大会本部に報告する。（p 5参照）

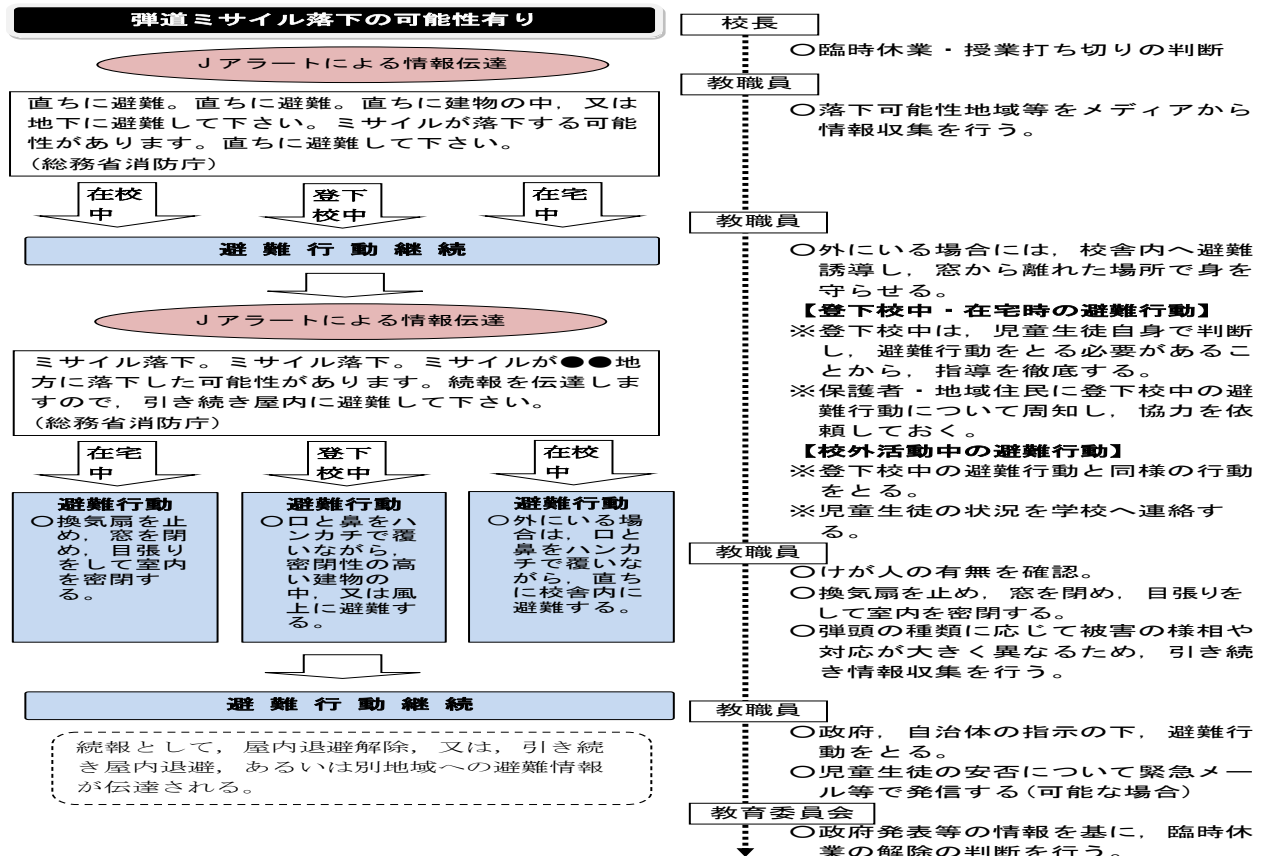
(4) 弾道ミサイル発射等に係る対応フロー（県教委より）

弾道ミサイル発射等に係る対応

(1) 弾道ミサイル発射時の対応（日本に飛来する可能性のある場合）



(2) 弾道ミサイル落下時の対応（日本の領土・領海に落下する可能性のある場合）



# 宮城県高等学校総合体育大会における「個人情報及び肖像権に関する取り扱い」について

## 宮城県高等学校体育連盟

宮城県高等学校体育連盟は、宮城県高等学校総合体育大会における大会参加申込書を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して、以下のとおり対応します。

### 1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載されます。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。
- (4) 組合せ等の内容が大会関連ホームページに掲載されることがあります。

### 2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 宮城県高等学校体育連盟のホームページを通じて公開されます。
- (2) 宮城県高等学校体育連盟、宮城県高等学校体育連盟各専門部、又はこれらに認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

### 3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 宮城県高等学校体育連盟、種目別大会実施本部、又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 宮城県高等学校体育連盟、種目別大会実施本部、又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットにより配信されることがあります。
- (3) この他、宮城県高等学校体育連盟及び種目別大会実施本部に許可を受けた写真撮影企業等によって撮影されることがあります。

### 4 宮城県高等学校体育連盟、種目別大会実施本部の対応

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記取り扱いに関する御了承をいただいたものとして対応させていただきます。